

平成31年 第3回総会・会議録

1. 日 時 平成31年3月8日(金) 午前10時～10時30分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3. 出席委員 農業委員 (18名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 棚野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (12名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
31番 三村 訓章	32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治

4. 欠席委員 (3名)

13番 下澤 茂道	26番 尾上 進	30番 立岩 新吉
-----------	----------	-----------

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	嘱 託 橋本 哲治

## 6. 報告事項

報告第 9 号 非農地証明願について	2 件
報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	2 件
報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	1 件
報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	10 件

## 7. 議案及び結果

議案第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	1 件
議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	5 件
議案第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件

事務局長

おはようございます。定刻 10 時になりましたので、ただ今より平成 31 年第 3 回東部農業委員会総会を始めさせていただきます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、3 名欠席で 30 名出席がございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

井手尾会長

ただ今より平成 31 年第 3 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 9 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 3 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

平成 31 年 3 月 8 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 9 号非農地証明願について

<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2 件ご報告いたします。

報告第 10 号農地法第 3 条の 3 規定による届出について

<第1～2項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、2件ご報告いたします。

報告第11号農地法第4条第1項第7号の規定による  
農地転用届について  
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1件ご報告いたします。

報告第12号農地法第5条第1項第6号の規定による  
農地転用届について  
<第1～10項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、10件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第10号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第10号農地法第18条第6項の規定による  
合意解約通知について  
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。岩谷委員お願いいたします。

岩谷委員

今、事務局から説明がありましたが、賃貸借権の解約でございまして、解約後は売買予定になっております。合意解約の為、特に問題はありませんで、よろしくお願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第10号につきましては、受理することといたします。

事務局

続きまして議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請について  
<第 1～5 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、5 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは今回、現地調査を行っていただいた第 1 項及び第 2 項 小倉南区  
曾根新田北、ならびに上曾根地区担当の岩谷委員、報告をお願いいたしま  
す。

岩谷委員

第 1 項につきましては、貸渡人が高齢の為、耕作が出来ないというこ  
とで、借受人が新規営農をするということです  
第 2 項につきましては、貸渡人の土地が放棄地になっておりますので、  
借受人が耕作を希望しております。ご審議お願いいたします。

井手尾会長

では第 3 項につきましては、小倉南区大字曾根新田地区担当の川江委員、  
報告をお願いいたします。

川江委員

譲渡人は、一人では耕作が出来ないということで、譲り渡すことになり  
ました。譲受人も農業をされている方なので、特に問題はありません。ご  
審議お願いいたします。

井手尾会長

では第 4 項小倉南区長行西地区担当の古海委員、報告をお願いいたしま  
す。

古海委員

現地確認もしておりますし、許可するにあたって特に問題はないと思わ  
れます。

井手尾会長

では第 5 項小倉南区大字高津尾地区担当の藤堂委員、報告をお願いいた  
します。

藤堂委員

以前から、譲受人がこの農地を耕作しており、引き続き耕作を続けたい  
ということで特に問題はありません。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 11 号につきましては、許可と決定い  
たします。

井手尾会長 続きます、議案第 12 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ですが、審議に入ります前に、本議案の当事者となっている八木田委員は一時、退席をお願いいたします。

(八木田委員 退席)

事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 12 号農地法第 4 条の規定による許可申請について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長 それでは、今月担当の第 2 調査委員会 矢野副調査長から、報告をお願いいたします。

矢野副調査長 先程行われました調査委員会において、説明がありました。当該当地は、あけぼの幼稚園に隣接する農地で、こちらを埋めて畑にしたいということで、特に問題はありません。

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 12 号につきましては、許可相当と決定いたします。

それでは、審議を続行しますので、八木田委員は入室してください。

(八木田委員 着席)

続きます、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 13 号農地法第 5 条の規定による許可申請について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長 それでは、今月担当の第 2 調査委員会 矢野副調査長から、報告をお願いいたします。

矢野副調査長

調査委員会で説明がありました。当該地域は、建物が建てられないので、建設機械置場及び無蓋資材置場・無蓋駐車場ということで、許可申請が出ております。特に問題はありませんので、ご審議をお願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第13号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、16番 稲光委員と17番 奥野委員です。よろしくお願いいたします。

そのほか何かございませんか。事務局は何かありますか。

係長

連絡事項を1件、ご報告いたします。お手元に資料をお配りしております。長野・津田土地区画整理事業にかかります都市計画案の縦覧が今週の月曜、3月4日より同18日の15日間で実施されていますので、情報提供ということで、概要版の方をお手元にお配りしております。

(係長より説明)

事務局長

総会終了後に、運営委員会の開催を計画しておりますので、運営委員の皆様方、お残りいただきますようお願いいたします。

井手尾会長

それでは、平成31年第3回総会を終わります。お疲れさまでした。

上記の記録について、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成31年3月8日

議 長

---

署名委員 16 番

---

署名委員 17 番

---